



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
8月31日(火)  
号 外  
第44号

## 目 次

### 選挙管理委員会

○栃木県選挙事務等取扱規程の一部改正..... 1

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第二十一号

栃木県選挙事務等取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年八月三十一日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊 藤 勤

### 栃木県選挙事務等取扱規程の一部を改正する告示

栃木県選挙事務等取扱規程(平成十二年栃木県選挙管理委員会告示第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数の告示の様式)</p> <p><b>第八十一条</b> 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第九十五条の二の規定により署名簿に署名した者の総数及び有効署名の総数を告示しようとするときは、別記第五十四号様式に準じてしなければならない。</p>	<p>(署名簿に署名押印した者の総数及び有効署名の総数の告示の様式)</p> <p><b>第八十一条</b> 市町村の選挙管理委員会は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第九十五条の二の規定により署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数を告示しようとするときは、別記第五十四号様式に準じてなければならない。</p>

別記第五十四号様式中「に署名し印を押した」を「に署名した」とし、「署名し印を押した者の総数 何人」を「署名した者の総数 何人」に改める。

### 附 則

この規程は、令和三年九月一日から施行する。